

令和7年2月19日

「保険証廃止に係る現状と課題」

<本日お伝えしたい事項>

1. 保険証廃止に係る現状と課題
2. 令和7年度に向けた主な取り組み
3. 参考資料

この資料は令和7年2月10日現在の情報に基づき作成しています

1. 保険証廃止に係る現状と課題

現状と課題① マイナ保険証の利用率が低い

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、保険証廃止日（令和6年12月2日）以降に医療機関等に受診する場合は、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本とされたところです。

厚生労働省や健保組合では、これまでマイナ保険証の取扱い等について周知広報を行ってきましたが、全国の12月のマイナ保険証利用率は、**6,220** 万件（**239.2**万件/日）と全体の**25.42%**に留まっているという課題があります。



全国の利用率
25.42%

当組合の利用率
24.8%

《参考》

- ・日本で1番目に乗降者数が多いJR東日本 新宿駅の1日あたりの乗降者数：104.4万人（2023年度）
- ・東京ディズニーランド・ディズニーシーの年間入園者数：2,750万人（2023年）
- ・訪日外国人数：2,506万人（2023年）

【参考】マイナ保険証利用率

都道府県別マイナ保険証の利用率（2024年12月確定値）

コード	都道府県	利用率
1	北海道	41.15%
2	青森県	47.86%
3	岩手県	40.40%
4	宮城県	41.50%
5	秋田県	41.74%
6	山形県	48.21%
7	福島県	41.27%
8	茨城県	35.99%
9	栃木県	36.46%
10	群馬県	36.91%
11	埼玉県	32.52%
12	千葉県	36.66%
13	東京都	32.74%
14	神奈川県	33.35%
15	新潟県	42.63%
16	富山県	40.43%

コード	都道府県	利用率
17	石川県	42.92%
18	福井県	38.65%
19	山梨県	33.45%
20	長野県	32.02%
21	岐阜県	33.51%
22	静岡県	38.96%
23	愛知県	35.82%
24	三重県	36.30%
25	滋賀県	36.02%
26	京都府	30.41%
27	大阪府	32.07%
28	兵庫県	31.24%
29	奈良県	35.10%
30	和歌山県	32.07%
31	鳥取県	36.88%
32	島根県	38.22%

コード	都道府県	利用率
33	岡山県	33.86%
34	広島県	37.36%
35	山口県	39.52%
36	徳島県	33.98%
37	香川県	33.85%
38	愛媛県	35.89%
39	高知県	35.71%
40	福岡県	34.28%
41	佐賀県	36.13%
42	長崎県	37.03%
43	熊本県	38.19%
44	大分県	33.86%
45	宮崎県	34.63%
46	鹿児島県	44.13%
47	沖縄県	23.93%
	全県(健保組合)	33.36%

※保険者コードにて都道府県を整理。支部・特退合算値で集計。

11月確定値平均23.55%

率は「マイナ保険証によるオン資利用人数を（分子）」「と外来レセプト枚数（件数）を（分母）」として集計。

1. 保険証廃止に係る現状と課題

現状と課題② 資格確認書の念のため交付が多い

保険証廃止日以降、当健保組合ではマイナ保険証によるオンライン資格確認ができない方については、資格確認書を交付しています。資格確認書は、資格取得届および被扶養者異動届（以降、「資格取得届等」という。）の発行要否欄にチェックがあることをもって職権交付するという運用を行ってきました。

しかしながら、**マイナ保険証保有者など資格確認書交付対象者でない方についても**、届書の発行要否欄にチェックがあり、**資格確認書を職権交付している事象が多くあります**。※

【課題】

資格確認書の交付枚数が多くなると、健保組合は保険証がマイナ保険証に切り替わっても「証書の交付枚数を削減することができない」といったデメリットが生じます。

結果として、**事業主（事業所の事務担当者）も証書の配布・回収を引き続き行う必要があることから、「事務処理コストを削減することができない」というデメリットが生じます**。

ポイント：

資格確認書を適正交付することは、健保組合および事業主（事業所の事務担当者）の事務負担を軽減する取り組みとなります。

※特に資格取得届等と同時に交付申請書で資格確認書申請理由を求めている組合、資格確認書交付前に随時連携をしていない組合で「念のため交付」が多く発生しています。

1. 保険証廃止に係る現状と課題

現状と課題③ 資格確認書の一括交付に係る事務負担が発生

既存の加入者（令和6年12月1日以前から加入しており保険証を持っている方）について、保険証廃止の経過措置期間（令和7年12月1日まで）に医療機関等へ受診する場合は、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となりますが、マイナ保険証によるオンライン資格確認ができない方は、保険証で受診することができます。

ただし、**令和7年12月2日以降は、保険証で受診することができなくなります。**

【課題】

このため、既存の加入者うちマイナ保険証を持っていない方については、令和7年12月1日までに資格確認書を事業主経由で一括交付するという手続きが発生します。※

資格確認書の一括交付は、職権交付であるため申請は不要ですが、事業主として加入者へ資格確認書を配布するといった事務コストが生じます。

ポイント：

令和7年12月1日までに既存の加入者のマイナ保険証の利用率を上げることで、健保組合および事業所の事務担当者様の事務負担を軽減することができます。

※健保組合として本人へ直接送付する運用を選択することも想定されますが、その場合は健保組合に送料等多大なコストが生じます。なお、健保組合は、一括交付する枚数や配布方法（事業主経由or本人直接送付）等を検討したうえで予算に計上する必要があります。

2. 令和7年度に向けた主な取り組み

【課題】	【対応方針】	
	健保組合の取り組み	具体例
【課題①】 マイナ保険証の利用率が低い	【取り組み①】 新規加入者等へのマイナ保険証の利用登録の促進	<ul style="list-style-type: none">・新卒採用者等新規加入者に対して、マイナンバーの届出、マイナンバーカードの取得、保険証利用登録を依頼するリーフレットおよび動画を用いて周知する。
【課題②】 資格確認書の念のため交付が多い	【取り組み②】 資格確認書を適正交付するための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・資格確認書交付申請書で申請理由の提出を求める。
【課題③】 資格確認書の一括交付に係る事務負担が発生	【取り組み③】 既存の加入者への更なる利用促進	<ul style="list-style-type: none">・既存の加入者のうち、マイナ保険証を持っていない方について、マイナンバーカードの取得、保険証利用登録を依頼する。・また、電子証明書の有効期限切れの方には、更新を依頼する。

2. 令和7年度における主な取り組み

マイナ免許証
3/24

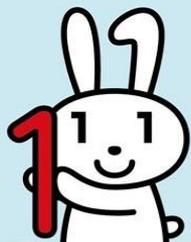
取得ピーク時

完全廃止

年度	令和6年度			令和7年度								
健保組合の取り組み	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【取り組み①】 新規加入者等へのマイナ保険証の利用登録の促進の取り組み		新規加入者等へリーフレット（P9）および動画を用いてマイナ保険証の取得について周知を図る。										
【取り組み②】 資格確認書を適正交付するための取り組み		届出については、資格確認書交付申請書（P10）で申請理由の提出を求める。										
【取り組み③】 既存の加入者への更なる利用促進		既存の加入者のうちマイナ保険証を持っていない方へマイナンバーカードの取得、保険証利用登録を依頼する。また、電子証明書の有効期限切れの方には、更新を依頼する。										職権交付 

【参考資料①】 新規加入者等向けリーフレットおよび動画

周知用素材



千葉県医業健康保険組合から
被保険者・被扶養者様へ
大事なお知らせ

「マイナ保険証」と「健康保険組合の仕組み」について分かりやすく解説した動画を用意しましたので、下の二次元コードから動画をご覧ください。



左の二次元コードから動画をご覧ください。



健康保険組合からのお願い

新社会人になる皆様は、マイナンバーカードで受診するために、
ご自身で以下の手続きが必要です。

※2024年12月2日に健康保険証の発行は終了しました。

✓ マイナンバーカードを申請してください。

まだマイナンバーカードを持っていない方は、市役所や区役所、パソコンやスマートフォン、証明写真機から申請してください。



✓ マイナンバーカードを健康保険証として登録してください。

医療機関や薬局の受付窓口にあるカードリーダー、スマートフォンのマイナポータル[※]、セブン銀行ATMから簡単に登録ができます（2025年1月現在）。

※マイナポータルとは、政府が運営する行政手続きのオンライン窓口のことです。



✓ 新しい職場へすみやかにマイナンバーをご提出ください。

新しい職場へ提出する書類には、マイナンバーを提出もしくは記入してください。健康保険組合が加入者の情報を登録し、マイナンバーカードが健康保険証として使用できます。

※法令により、事業主はマイナンバーを健康保険組合に提出する必要があります。



✓ 病院・薬局などで受診する際はマイナンバーカードをご持参ください。



